平成24年度税制改正(税負担軽減措置等)見直し事項

(<u>廃</u> 止・縮 減)

No 4	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (軽油引取税)
見直し 項目名	軽油引取税の免税措置(鉄鋼業)の廃止
見直し 内容 (概要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 鉄鋼業を営む者の製造工程における熱処理、燃鈍、加熱及び乾燥。
	・特例措置の内容 上記鉄鋼業の製造工程における熱処理、燃鈍、加熱及び乾燥において使用される軽油に係る軽油引取税に 関し課税免除措置を廃止するもの。
関係条文	世方税法附則第12条の2の4第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第6項
増収 見込額	911(911) (単位:百万円)
廃止 又は 縮減の 理由	利用企業数が僅少であるとともに、利用企業が軽油以外の燃料に代替する予定であるため、課税免除措置を 廃止することとした。 (参考) 税負担軽減措置の適用実績 使用者数 使用数量 減収額
	平成19年度 2件 31,738KL 10.2億円 平成20年度 2件 28,252KL 9.1億円
	平成21年度 2件 22,900KL 7.4億円 平成22年度 2件 28,181KL 9.1億円 (出典 : 日本鉄鋼連盟調べ)
担当者等(連絡先)	
	ページ